

入札参加資格審査申請受付要項

日立市公営企業管理者が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等、物品購入等（売買・印刷・賃貸借）及び業務委託の契約に係る入札に参加を希望する者は、下記により申請してください。

令和7年12月22日

日立市公営企業管理者 岡部 和彦

記

1 建設工事、建設コンサルタント業務等

（測量・建設コンサルタント・地質調査・補償関係）

（1）申請期間 令和8年2月2日（月）から2月6日（金）まで

（2）申請方法

茨城県入札参加資格共同受付センターが受け付けます。入札参加申請自治体を日立市とすることで、日立市企業局への申請者となります。

次のいずれかの方法により申請してください。

ア 電子申請 茨城県入札参加資格電子申請システムを利用

イ 紙申請（インターネットが利用できないなど電子申請が不可能な場合に限る。）書留郵便による提出のみ（当日消印有効）

（3）資格有効期間

1年（令和8年6月11日から令和9年6月10日まで）

（4）その他

今回は追加受付となりますので、令和7・8年度の入札参加資格を有している方は、申請する必要はありません。（ただし、業種の追加を希望する場合を除く。）

※ 申請方法の詳細は、茨城県土木部監理課建設業担当ホームページ掲載予定の「令和7・8年度建設工事・建設コンサルタント業務入札参加資格申請

（令和8年2月受付）について」を参照してください。

（5）注意事項

建設工事、建設コンサルタント業務等の申請受付に際しては、社会保険等（雇用保険、健康保険、年金保険）の加入を登録要件とします。未加入者は日立市企業局の名簿に登録されないため、入札に参加できません。（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）

2 物品購入等（売買、印刷、賃貸借）、業務委託

（1）申請期間 令和8年2月16日（月）から3月6日（金）まで

（2）申請方法

申請書類（別表）を「日立市総務部契約検査課」宛、書留郵便により郵送してください（当日消印有効）。

（3）資格有効期間

2年（令和8年6月11日から令和10年6月10日まで）

（4）その他 申請には、営業年数2年以上が必要になります。
(決算を2回以上行っていることが対象。)

3 名簿の公表

有資格者名簿につきましては、閲覧（日立市企業局総務課）及びインターネット（日立市企業局ホームページ）で公表します。

4 郵送先

宛先 日立市総務部契約検査課

住所 〒317-8601 茨城県日立市助川町1丁目1番1号

5 問い合せ先 日立市企業局 上下水道部 総務課契約係

電話 0294-22-3111 内線493

IP電話 050-5528-5112

別 表

日立市企業局への申請書類

建設工事、建設コンサルタント業務	物品購入（売買・印刷・賃貸借）	業務委託
<p>共通書類と日立市個別書類の両方が必要です。</p> <p>(共通書類) 「令和7・8年度建設工事（建設コンサルタント業務等）入札参加資格審査申請の手引き共通書類編」を参照（茨城県土木部監理課建設業担当ホームページ掲載）</p> <p>(日立市個別書類)</p> <p>1 建設工事 ア 個別書類チェック表 イ 日立市内建設工事登録希望工種申請書</p> <p>2 建設コンサルタント業務等 ※個別書類はありません。</p>	<p>業務委託との共通書類と個別書類の両方が必要です。</p> <p>（業務委託との共通書類）（注1、注2）</p> <p>1 資格審査申請書（原本）（注3） 2 委任状（入札、契約等の権限を<u>支店等に委任する場合</u>）（原本）（注3） 3 使用印鑑届（原本）（注3） 4 印鑑証明書（写し可）（注5） 5 経営規模等統括表（写し可）（注3） 6 法人の登記事項証明書（写し可）（注5） 法人以外は、代表者の身分証明書（写し可） 7 納税証明書（写し可）（別紙参照） 8 誓約書（原本）（注3）</p> <p>（個別書類）（注1）</p> <p>1 取扱品目表（原本）（注3） 2 販売実績書（写し可・直前1年間分）（注3） 3 特約店・代理店証明書（写し可） 4 各種登録証明書 （許可書、登録書、免許証等の写し）</p>	<p>物品購入等との共通書類と個別書類の両方が必要です。</p> <p>（物品購入等との共通書類）（注1、注2）</p> <p>1 資格審査申請書（原本）（注3） 2 委任状（入札、契約等の権限を<u>支店等に委任する場合</u>）（原本）（注3） 3 使用印鑑届（原本）（注3） 4 印鑑証明書（写し可）（注5） 5 経営規模等統括表（写し可）（注3） 6 法人の登記事項証明書（写し可）（注5） 法人以外は、代表者の身分証明書（写し可） 7 納税証明書（写し可）（別紙参照） 8 誓約書（原本）（注3）</p> <p>（個別書類）（注1）</p> <p>1 取扱業務表（原本）（注3、注4） 2 業務実績書（写し可・直前2年間分）（注3） 3 各種登録証明書 （許可書、登録書、免許証等の写し） 4 資格者一覧表（写し可）（注3）</p>

注1 物品購入等（売買・印刷・賃貸借）及び業務委託の申請書類は、緑色のA4フラットファイル1冊（紙表紙）に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に商号又は名称を記入してください。 ※詳細については、市ホームページを参照願います。

注2 物品購入等（売買・印刷・賃貸借）及び業務委託の申請書類を同時に提出する場合は、共通書類は兼用可能です。

注3 企業局の独自様式は、各機関の窓口で配布及び日立市並びに企業局のホームページに掲載します。

・日立市 <https://www.city.hitachi.lg.jp/> ・企業局 <https://www.city.hitachi.lg.jp/kigyo/>

注4 **業務委託の「取扱業務表」については、日立市と企業局の様式（内容）が異なりますので御注意ください。**

注5 官公署の証明書類については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3か月以内に発行されたもの）を提出してください。

別 紙

提出する納税証明書の一覧表

営業所及び住所又は本店の所在地		提出する納税証明書（未納がないことを証明するもの）	備考
1 住所又は本店を日立市内に有する者	市税（日立市）	市民税、固定資産税（償却資産分を含む）、都市計画税及び軽自動車税 ・法人に係るもの ・個人の場合は、代表者に係るもの	※法人（格を有する場合）の代表者に係る市税の納税証明書は提出不要です。
	県税（茨城県）	事業税及び法人県民税（様式第40号の4（ア））	
	国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3	
2 営業所等を日立市内に有し、住所又は本店が日立市外である者	市税（日立市）	市民税、固定資産税（償却資産分を含む）、都市計画税及び軽自動車税	
	県税（茨城県）	事業税及び法人県民税（様式第40号の4（ア））	
	国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3	
3 ・住所又は本店を茨城県内に有する者 ・営業所等を茨城県内に有し、住所又は本店が茨城県外である者	県税（茨城県）	事業税及び法人県民税（様式第40号の4（ア））	
	国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3	
4 住所又は本店が茨城県外である者	国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3	

【注意事項】

- 1 申請日の属する年度分の納税証明書（未納がないことを証明するもので、申請日以前3か月以内に取得したもの）を提出してください。
- 2 市税（日立市）について

申請者に納付義務のあるすべての市税について、**申請時点において滞納のないことが要件**となりますので、次の点に留意して、納税証明書を取得してください。

(1) **納付義務のある市税の納税証明書**を取得してください。

- ア 市民税「第4期分」納期限の日 …… 2月2日
イ 固定資産税・都市計画税「第4期分」納期限の日 …… 3月2日

(2) **納期限の日以前に取得した納税証明書は、「納期限未到来」分の税額が表示されていても差し支えありません。**

- (3) 納付されてから入金が確認できるまで数日かかるため、納めていただいた分が納税証明書に反映されないことがあります。
納付した日からおおむね2週間以内に納税証明書を取得する場合は、次の書類を提出してください。

- ア 口座振替の場合 …… 通帳（納付確認ができる部分）の写し
イ 市役所及び金融機関等の窓口で納付した場合 …… 領収証書の写し

以上